

保育所等の職員配置基準と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われています。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務が増え、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなっています。

保育所等の4・5歳児の配置基準は70年以上も見直されておらず、子ども30人に対して保育士1人とされています。これに対し、小学校では学級当たりの児童数が22.7人(2021年度「小学校基本調査」)とコロナ禍を受けて少人数学級化が進んでいます。小学校での教員1人に対する児童数と比較しても、小学生よりも若い乳幼児が長時間生活する保育所等において、現状の配置基準では保育士の負担が大きいと言わざるを得ません。保育所等の職員配置基準の改善が急務です。

一方、全国の自治体では待機児童の解消に取り組み、保育所等の整備が進んでいますが、それに伴い保育士不足が大きな課題となっています。加えて、コロナ禍は子どもの貧困や虐待などを深刻化させ、今まで以上に保育士が子どもや保護者と丁寧に関わることが求められており、さらには感染対策と手厚い保育の両立も求められ、保育士不足に拍車をかけています。

よって国におかれては、保育所等における感染対策の徹底と充実した保育の実施のため、保育所等の職員配置基準と保育士の処遇を抜本的に改善されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 4年 3月22日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
文部科学大臣、少子化対策特命担当大臣